

議会運営委員会 送付 3 - 3

企画総務委員長の監査委員辞職を求める陳情書

受付年月日 令和 3 年 3 月 2 5 日

陳 情 者	提 出 者	1 名
	署 名 者	4 名
	計	5 名

企画総務委員長の監査委員辞職を求める陳情書

千代田区議会 議長
小 杉 にかや 様
千代田区議会企画総務委員会
委員長 桜井 ただし 様

令和3年 3月 25日

企画総務委員会におかれましては、開かれた委員会運営の元、日々区民の安全・安心を守るため、区民目線に立った区政の実現に苦心されていることと、心より感謝申し上げます。

さて去る2月16日開催の当委員会において、前早尾委員長の辞職に伴う後任委員長を選考するための選挙が行われました。

委員長辞職の後、新たな委員長を選任するために選挙が行われるのは、千代田区議会始まって以来初の出来事と聞き、一区民としてこの事件に傍聴席からではありますが、立ち会えたのは大変興味深いことであったと思います。

9人の議決権のある委員による単記無記名投票の結果、過半数を超える6票を獲得された桜井ただし委員が委員長に選出されました。

区民として、この結果について申し上げることはありませんが、後日、桜井委員長が、引き続き監査委員をされていることを知り、疑問に思い、この陳情をすることに致しました。

千代田区議会には、企画総務委員会、福祉保健委員会、地域文教委員会の3つの常任委員会があり、中でも企画総務委員会は、区の契約に掛かる議題を審議、審査するとともに、区政にとって重要な案件を審議する委員会であると理解しています。

また、企画総務委員会では、監査委員に関する事務も所管事務調査の対象にしていることから、公正公平な審議に際して、甚だ不適格ではないかと推察します。

貴委員会は、法律において常任委員会の委員長が議会選出の監査委員を兼ねることを禁止する規定がないため何ら問題がないと理解されていることと予想できますが、法に禁止する定めがないのは、法律がそもそもこうした兼務を想定していないからではないでしょうか。

監査や契約などの事務所所管する委員会の委員長が監査委員を兼職することで、区民から、公平公正な視点での行政運営に対する監視、或いは、監査の実施に疑いの目が向けられることは区議会にとっても由々しき事態かと存じます。

さらに、国においては、平成29年の地方自治法改正により、監査制度の充実強化が図られましたが、その一連の改正により、「より独立性や専門性の高い監査委員の選任を可能にするため、条例で定めることにより議選監査委員を選任しないことができる」旨新たに定められました。



そして、選任しないとする条例は、監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ検討することが国により通知されています。

この地方自治法の改正の本旨に鑑みても、役割分担が不透明となる常任委員会の委員長、中でも、監査事務を所管する企画総務委員長と議選監査委員の兼職は大いに問題があるものと考えます。

さらに、付け加えれば、このような形態は、会社法人において、取締役と監査役が兼任しているようなのです。

もちろん行政は会社法人ではありませんので、一概に当てはめることはできないこと言うことは承知しています。

行政が事務を執行するうえで、その執行に関わる議題を審議、審査する委員会の長が、監査の立場も併せ持つことは区民にとって理解しがたく、法的に違法ではないものの、良識あるある区議会議員が25人もいて何故このような人事になっているのか、説明頂きたく下記のとおりに陳情いたします。

記

1 公正公平な区政が今後も行われていくのか、今回の桜井ただし議員の企画総務委員会委員長就任に対して、区民から疑念の目を向けられている。

企画総務委員長が議選監査委員を自ら辞任しないことの正当性についての見解は

2 平成29年の地方自治法改正による監査機能の強化において、より独立性や専門性の高い監査委員を選任する必要性が生じたことに伴う、独立性の担保をどの様に考えるのか

3 上記の監査機能強化の一環として、自治体が条例を定めることにより、議選監査委員を選任しなくてもよいものとしてできるようになったことをどの様に捉えているのか。また、区長から議選の監査委員を選任しないことができるとする条例が提出された場合、議会、中でも桜井委員長はその条例に賛成する考えがあるか

4 区議会の委員長の議員報酬は一般の区議会議員より多く定められているが、桜井委員長は、合わせて、監査委員の報酬を受け取っているのか、また、受け取っているとすればそのことに対し、どう考えているのか

5 区議会議員25名で構成する千代田区議会はこのような人事に対しどのような見解をお持ちなのか

以上

